

第3章 具体的な取り組み

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画の基本は人権の尊重、男女平等です。しかし、長い歴史の中で培われてきた固定的な感覚は容易に変えられるものではありません。

現代においては、性別に関わらず、進路や職業の選択、生活が多様化しています。このような社会において、男女共同参画社会を実現するためには、まずは社会全体で男女共同参画について正しく理解する必要があります。

基本目標Ⅰにおいては、男女共同参画に関する情報提供や学習・交流の機会の充実、また、学校・地域・家庭における学習と理解の推進などによる、男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上に取り組めます。

基本課題① 男女共同参画に関する正しい理解の促進

No.	具体的施策	内容	担当課
1	固定的な役割分担意識の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県・町の情報媒体を活用して、男女共同参画や人権等に関する情報発信に努めます。 ・町が主催する各種事業において、男女共同参画に関するポスターやコーナーを設置するなど、町民の方の目に止まるよう配慮した周知・啓発に努めます。 	まちづくり課 (企画調整係) 住民税務課 (住民係)
2	講演会、講座等の開催による学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する講演会や講座を、幅広い人が参加できるように、テーマや対象者の設定に配慮し開催します。 ・国や県、各種団体等が主催する男女共同参画や人権問題等に関する事業・セミナーなどへの参加を呼びかけます。 	

基本課題② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

No.	具体的施策	内容	担当課
3	学校教育における男女共同参画に関する教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・保・小・中と連携し、子どもの成長段階に応じ、男女共同参画の視点を取り入れた教育を推進します。 ・教育や保育に携わる教職員をはじめとした関係者が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるような機会の提供に努めます。 ・健康や性に関する正しい情報や医学的知識が習得できるように、学校教育の中で学習機会を設け、健康や性に関する包括的な教育の普及、啓発に努めます。 	教育課 (学事係・ 社会教育係)

4	学校・地域・家庭の連携による男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事やPTA活動を通じ、保護者や地域の人に対する男女共同参画の理念の普及に努めます。 ・学校・家庭・地域の連携協働推進事業や家庭教育講演会事業等において、男女共同参画の視点に配慮し、学校・家庭・地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で男女共同参画社会の推進に取り組む意識の向上に努めます。 	教育課 (学事係・社会教育係)
---	-------------------------	---	--------------------

基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

本町においては、地域活動や学習活動への参加、行政の各種委員等などへの女性の関りが少ないのが現状です。また、SDGs(※)の理念を踏まえ、女性の社会進出を促す必要があります。

女性の社会参画を促進するためには、家庭や地域における固定的な役割分担意識を解消するとともに、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取り組みを推進する機運の醸成が求められます。この、ワーク・ライフ・バランスの実現には、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開できる環境の整備が必要です。

基本目標Ⅱにおいては、男女がともにいきいきと活躍する社会の実現に向け、女性の活躍と、男女が子育てや介護にかかわらず、多様な生き方を選択することができるような環境整備に取り組めます。

※SDGs(エスディーゼーズ)…持続可能な開発目標(:Sustainable Development Goals)

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

基本課題③ 施策・方針における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	内容	担当課
5	審議会等に占める女性の参画推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町の政策決定や施策立案の場である審議会や委員会への女性委員の参画を促進するとともに、女性委員のいない審議会などの解消を目指します。 ・審議会や委員会への女性登用率を令和7年度末までに30パーセント以上になるように努めます。 	まちづくり課 (企画調整係) 総務課
6	男女共同参画を推進する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・県の男女共同参画センターチェリアが主催する研修会やチェリア塾等への参加を呼びかけ、男女共同参画について意見交換したり、学習する機会を充実させ、人材の育成に努めます。 	(総務係)

	・若者や女性に選ばれる舟形町になるように、年齢や性別等ターゲットをしばった意識調査や事業を実施し、幅広い意見を取り入れた施策の展開に努めます。	まちづくり課 (企画調整係)
--	---	-------------------

基本課題④ わくわくワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

No.	具体的施策	内容	担当課
7	(1)結婚・出産・育児等で離職した女性の就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、女性の就労ニーズに応じた各種セミナー開催についての情報提供や啓発、相談を推進します。 ・「マザーズジョブサポート山形」(※)を活用した女性の再就職支援に努めます。 <p>※マザーズジョブ山形…県と山形労働局が合同で設置・運営する、結婚、出産、育児の理由で離職している女性の再就職支援のための相談窓口</p>	まちづくり課 (地域支援係・企画調整係)
8	男女の多様な選択を可能とする子育て、介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者のニーズに応じた、きめ細やかな保育サービスの継続・充実を図ります。 ・新生児聴覚検査費用の助成、産後ケア費用の助成、ひとり親家庭への支援、保育に関する費用の支援、および子どもの医療費の支援など、出産や子育てに関する経済的な負担の軽減に努めます。 ・保健・医療・福祉・介護・地域が連携した地域包括システムの構築により、高齢者の介護予防、在宅での介護や医療などの一貫した取り組みをおこなっていきます。 ・学童保育や体育文化活動等の教室の開催による、放課後児童支援の充実を図ります。 	健康福祉課 教育課 (学事係・社会教育係)
9	男性の家事・育児・介護への参画推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまがたイクボス同盟」(※)への取り組みなど、関係機関と連携し、働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるように、男性の育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。 ・家事・育児・介護に対する性別役割分担の解消を目指し、育児・料理・介護教室等の開催により、家庭における男女の協力の促進に努めます。 <p>※やまがたイクボス同盟…イクボス(部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績と結果を出し、自らも仕事と私生活を楽しむことができる経営者や上司。)を中心にワーク・ライフ・バランスを推進する企業による同盟。</p>	まちづくり課 (企画調整係) 健康福祉課

基本課題⑤ 地域における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	内容	担当課
10	町内会やPTA、地域づくり等、様々な活動のリーダーとしての女性の参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考えが活かされるよう、地域への働きかけを行うとともに、女性や女性団体の人材育成を推進します。 ・公共施設などに、男女共同参加に関するポスター等の掲示を行い、意識の醸成に努めます。 ・女性スポーツ指導者の育成・支援や、各スポーツ団体の女性役員の比率向上に努めます。 	まちづくり課 (地域支援係・ 企画調整係) 教育課 (社会教育係)
11	防災分野における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の視点を取り入れた、防災や災害対応を促進するため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局)を周知し、活用に努めます。 	まちづくり課 (企画調整係) 住民税務課 (危機管理室)

基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる社会づくり

生涯にわたり、男女が健康で充実した生活を送ることが、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な条件になります。

そのためには、暴力やハラスメント、性犯罪など、人権侵害に脅かされることなく、生涯にわたって、健康で生き生きと生活できるような支援やサービスの充実が必要です。

基本目標Ⅲでは、DV被害等の防止や、妊娠・出産・子育て等のライフステージに応じた支援、スポーツにを通じた健康増進、高齢者や障がい者も安心して暮らせるための支援やサービスの仕組みづくりに取り組みます。

基本課題⑥ 暴力・ハラスメントの根絶

No.	具体的施策	内容	担当課
12	DV防止対策における関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳事務におけるDV等支援措置(住民票等の閲覧・交付制限)などの被害者情報の保護を強化します。 ・県や関係機関との連携により、DV防止施策や相談窓口の広報・周知をおこなうとともに、被害者の保護や相談の体制づくりを推進します。 	まちづくり課 (企画調整係) 住民税務課 (住民係)
13	性犯罪・性暴力・ハラスメント等への相談・支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、各種ハラスメントが人権侵害であるという意識を定着させるため、関係機関と連携し、啓発活動を行います。 ・県や関係機関との連携により、防止対策を推進するとともに、相談窓口の設置や周知と、防止につとめます。 	健康福祉課

基本課題⑦ 生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的施策	内容	担当課
14	妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	・母子相談の充実、子育て支援センター「みらい」との連携強化および病児保育の実施など、切れ目のない支援の充実と強化に努めます。	まちづくり課 健康福祉課 教育課 (社会教育係)
15	スポーツ分野における男女共同参画の推進	<p>・スポーツ団体ガバナンスコード(※)に基づき、各スポーツ団体における、競技者に対するセクシャルハラスメントや性犯罪の防止に向けた取り組みを推進し、スポーツを通じた健康増進や活躍につなげます。</p> <p>※スポーツ団体ガバナンスコード…スポーツの価値を損いかねない不祥事の発生を防ぎ、また、スポーツの価値を一層高めていくため、スポーツの普及・振興の重要な担い手となっているスポーツ団体の適正なガバナンス(統治)を確保するための原則・指針。</p> <p>・妊娠・出産・子育て期など激しい運動ができないときや、時間や場所に制限がある中でも気軽にスポーツができるプログラム(プログラム)の充実を図ります。</p>	
16	高齢者や障がい者等の社会参画、生きがいづくり支援	<p>・地域支援事業や健康ポイント事業の拡充等により、地域において高齢者一人ひとりが役割をもって参加できる通いの場づくりを支援し、その活動を支援する担い手の養成に努めます。</p> <p>・認知症や障がいのある方や介護を受けている方、およびその家族が、相談したり、集える「居場所」の充実を図ります。</p> <p>・高齢者や障がいのある方の就労・雇用の促進を図るための情報提供など、就労しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>・地域の実情やニーズを捉え、高齢者が自らの経験や能力を活かせる活動の場や居場所の創出に取り組み、地域における支え合いの体制づくりを進めます。</p>	